

令和 7 年度の健全化判断比率等について

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等は次のとおりです。

(単位：％)

健全化判断比率				資金不足比率	
実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	簡易水道 事 業	下水道 事 業
— (15.00)	— (20.00)	6.2 (25.0)	— (350.0)	— (20.00)	— (20.00)

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、比率が生じていません。

・実質収支黒字額 224,631 千円(6.2%) ・連結実質収支黒字額 905,434 千円(24.9%)
 ・将来負担額 △4,932,039 千円(△159.8%)
 ・簡易水道事業余剰額 411,414 千円 ・下水道事業余剰額 153,745 千円

※ 各項目の下段の数値は、健全化判断比率においては早期健全化基準を、資金不足比率においては経営健全化基準を示します。

※ いずれかの比率が早期健全化基準又は経営健全化基準以上となった場合には、比率を基準未満とすること等を目標とする財政健全化計画又は経営健全化計画を、当該比率を公表した年度の末日までに定めなければならないとされています。

【用語説明】

比率の名称	内 容
実質赤字比率	一般会計における実質赤字額（注 1）の標準財政規模（注 2）に対する比率。
連結実質赤字比率	特別会計（国民健康保険・簡易水道事業・下水道事業・介護保険・後期高齢者医療）を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。
実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金（注 3）の標準財政規模に対する比率。
将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
資金不足比率	公営企業会計（簡易水道事業、下水道事業）ごとの、資金収支の累積不足額（資金不足額）の事業の規模（注 4）に対する比率。

（注 1）実質赤字額 歳入歳出差引額から繰越財源等を除いた額。

（注 2）標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す額。

（注 3）準元利償還金 特別会計や一部事務組合等への繰出金・負担金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額。

（注 4）事業の規模 営業収益から受託工事収益を差し引いた額。